

○流山市国民健康保険規則

平成3年3月29日規則第9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）及び流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会

(委員の委嘱)

第2条 条例第2条に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員は、市長が委嘱する。

(補欠委員の委嘱)

第3条 市長は、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに補欠委員を委嘱する。

(1) 死亡したとき。

(2) 辞任したとき。

(会長及び会長代理)

第4条 協議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、全委員の互選によって定める。

3 会長及び会長代理の任期は、委員の任期による。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員の3分の1以上から協議会招集の請求があったときは、会長は、10日以内にこれを招集しなければならない。

3 会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

(協議会の議長)

第6条 協議会の議長は、会長とする。

(審議事項の通知)

第7条 市長は、協議会の審議事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(定足数)

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決の方法)

第9条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の要求)

第10条 協議会は、職務遂行上必要な資料を市長に要求することができる。

2 市長は、前項の規定による要求があった場合は、これに応じなければならない。

(除斥)

第11条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関係する事項については、その議事に加わることができない。

(市長への報告)

第12条 会長は、協議会の審議した事項についてその都度市長に報告しなければならない。

(会議録)

第13条 会長は、協議会開催の都度会議録を作成し、署名しなければならない。

2 前項に定める会議録には、次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 招集年月日
- (2) 開会、閉会等に関する事項及びその日時
- (3) 出席及び欠席委員の氏名
- (4) 議題及び審議の経過
- (5) 前各号に定めるもののほか会長が特に必要と認める事項
(市長等の出席及び意見)

第14条 市長及び関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(委員の辞任)

第15条 委員が辞任しようとするときは、市長に辞任届を提出しなければならない。

(委員の名簿)

第16条 市長は、国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿（別記第1号様式）を備え付けるものとする。

(会議の運営)

第17条 第2条から前条までの規定に定めるもののほか協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。